

平成30年度 第1回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成30年8月30日（木） 午後2時～3時6分

場 所：北見市議会 第2委員会室

出席者：佐藤会長、信田副会長、一條委員、江野委員、堀口委員、畠山委員、守谷委員、島田委員、鈴木委員、高廣委員、白幡委員、三浦委員、吉田委員、石森委員、志賀委員、照井委員  
（事務局）高田保健福祉部長、滝沢子ども未来部長、土井保健福祉部次長、遠藤保健福祉部次長、堀越子ども未来部次長、池田総務課長、水落障がい福祉課長、松田保護課長、奥原子ども支援課長、苅込保育課長、吉田総務課総務係長、高久青少年課児童館係長、今村課員

欠席者：斎藤委員、阿部委員、今野委員、平野委員

会議次第

- 1 委嘱状交付式
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 議 題
  - 1) 正副会長の選任について
- 5 報 告
  - 1) 社会福祉審議会の運営について
  - 2) 保健福祉部・子ども未来部の所管事項について
  - 3) 平成30年度の主な事業について
- 6 その他

開会

(事務局)

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。  
本日の進行を務めさせていただきます、保健福祉部長の高田でございます。どうぞよろしくお願いたします。  
ただ今から、平成30年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。  
会議に先立ちまして、皆様には2年間の任期で委員をお願い申し上げますので、市長より、この席上で委嘱状を交付させていただきたいと存じます。  
委員の皆様には、お席にてお待ちいただくことをお願いたします。

1. 委嘱状交付式

－ 委嘱状交付（市長より交付） －

(事務局)

会議に先立ち、市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 市長挨拶

(市長)

平成30年度 第1回「北見市社会福祉審議会」の開会にあたり、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。  
会議に先立ちまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。  
皆様方におかれましては、日頃よりさまざまな福祉分野でご活躍をされておりますとともに、福祉行政の推進に貴重なご意見をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。  
また、先ほど委嘱状を交付させていただきましたが、改めて皆様からの就任のご承諾を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。  
当審議会は、福祉行政の推進に当たって、その道筋を皆様方それぞれの立場から調査、審議をしていただく、大変重要な会議と考えております。  
特に近年におきましては、国の制度改正や権限委譲などにより、地方自治体の役割がますます大きくなっておりますが、制度の見直しや、新たな施策の検討にあたっては、社会福祉の各分野で活躍される皆様方のご意見が大変重要になるものと認識をしているところであります。  
皆様方におかれましては、我々、行政ではなかなか気付かないような課題や疑問などについて、市民の目線に立ってご指摘、ご指導をいただきますことをお願い申し上げ、大変簡単ではございますが、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。  
市長は他の公務がございますので、恐れ入りますがここで退席させていただきます。

3. 委員自己紹介

(事務局)

それでは、会議に入らせていただきますが、本日は、委員改選後、初めての会議でございますので、初めに委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。  
委員名簿の順番で、一條委員よりお願いたします。

－ 委員自己紹介 －

(事務局)

ありがとうございました。  
次に、当審議会の事務局であります保健福祉部並びに子ども未来部職員の自己紹介をさせていただきます。

－ 事務局自己紹介 －

(事務局)

次に会議の成立につきまして、事務局より報告をさせていただきます。

(事務局) 本日の出席委員数は、20人中16人です。  
斎藤委員、阿部委員、今野委員、平野委員は所用のため欠席、照井委員は所要のため遅参される旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。  
審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。  
続きまして、本日使用する資料について確認させていただきます。  
本日は、事前に配布しております会議の次第と、平成30年度第1回社会福祉審議会資料と書かれたものが一冊、以上二点を使用いたします。資料に不足等はございませんでしょうか。  
私からは以上でございます。

#### 4. 議題

##### (1) 正副会長の選任について

(事務局)

それでは、議事次第4の(1)、正副会長の選任についてであります。審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の皆様は互選となっております。そこで、会長及び副会長の選任につきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思います。ご意見はございませんか。

(委員)

事務局の方で案があればお示しいただきたいと思っております。

(事務局)

ただいま委員から、事務局案があればお示しくださいとご発言がありましたので、事務局の方から提示願います。

(事務局)

事務局案といたしましては、会長には北見市社会福祉協議会会長であります佐藤委員、副会長には、北見市自治会連合会福祉部長であります信田委員を提案させていただきます。

(事務局)

ただいま、事務局の方からご提案させていただきましたが、会長には佐藤委員、副会長には信田委員にお願いするというので、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

(事務局)

それでは、ご異議なしということで、会長には佐藤委員、副会長には信田委員と決定いたしました。  
佐藤会長並びに信田副会長におかれましては会長席、副会長席へお着きいただければと思います。  
それでは、佐藤会長、信田副会長より就任のご挨拶を頂戴したいと思います。

(会長)

ただいま、皆様からご推挙をいただき、会長を務めさせていただきます。  
委員の皆様におかれましては、日頃より様々な形で福祉分野においてご活躍されていることと存じます。  
私も、現在、北見市社会福祉協議会の会長を務めておりまして、地域が抱える様々な福祉課題に対して、地域住民と一緒に、解決に向けて取り組んでいるところでございます。  
当審議会は、皆様方それぞれの立場で生のご意見をいただき、調査、審議を行う、大変重要な会議と考えておりますことから、審議会を通し、皆様方と一緒に、福祉施策の推進に取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも皆様方の貴重なご提言とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(副会長)

ただいまご推挙をいただきました、自治会連合会福祉部長の信田と申します。

まさかこの席に着くことになるとは思いませんでしたが、長年、厚い信頼のもとで福祉行政に携わってこられました佐藤会長のもとでございますので、会長よりご指導、そして皆様方のご協力をいただきまして、副会長の任に当たらせていただきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

なお、審議会条例第7条1項に規定されております、部会の設置につきましては、今後におきまして、専門的に調査研究すべき案件が生じた段階で、改めて審議会を開催し、部会の設置についてお諮りしたいと存じますので、宜しくお願いいたします。

それでは、この後の議事につきましては、会長が取り進めることとなりますので、佐藤会長よろしく宜しくお願いいたします。

## 5. 報告

(会長)

それでは、本日の報告事項を議題といたします。

まず、初めに(1)「社会福祉審議会の運営について」報告願います。

### (1) 社会福祉審議会の運営について (事務局)

それでは、はじめに審議会の運営についてご説明いたします

事前配布資料の1ページ、社会福祉審議会条例をご覧ください。

第2条、所掌事務でございますが、「審議会は市長の諮問に応じ、社会福祉の諸施策に関する事項について調査審議し、又は意見を具申するものとする」となっております。

次に、資料4ページをお開きください。

平成20年度以降の、当審議会の開催状況でございます。

北見市地域福祉計画をはじめ、障がい者計画、高齢者保健福祉計画、子ども子育て支援事業計画など、福祉分野における様々な計画の策定に際して、ご意見をいただいていたところでもあります。

また、市長が諮問し、答申をいただいた案件といたしましては、平成27年度に「北見市高齢者障がい者に対するバス料金助成制度の見直し」について持続可能な制度の在り方について議論がなされたところでもあります。

審議会の運営については以上でございます。

(会長)

ただいまの報告について、委員の皆様から何かご質問等はございませんか。

— 質問等なし —

(会長)

それでは次に、(2)「保健福祉部・子ども未来部の所管事項について」説明願います。

### (2) 保健福祉部・子ども未来部の所管事項について (事務局)

引き続き、保健福祉部の所管事項についてご説明いたします。資料は7ページをお開きください。

保健福祉部の組織機構図は、資料の7ページと8ページに記載のとおりですが、3主幹と6課で構成されており、職員数は平成30年4月1日現在、部長職1名、次長職3名、課長職6名、主幹職3名、係長職27名、係員81名、再任用職員1名で、合計122名となっております。

次に保健福祉部の事務分掌でございますが、資料の9ページに記載されているとおり、(1)の社会福祉に関する事項から、(5)の保健に関する事項までございまして、以下、それぞれの次長職において担当事務を持つとともに、規則において課ごとの事務の内容が規定されているところでございますので、詳細については11ページから15ページまでをご覧くださいと思います。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

(会長)

ご説明がりましたが、これについて皆様から質問等はございませんか。

- (会長) それでは、引き続き子ども未来部より説明願います。
- (事務局) 次に、子ども未来部の所管事項についてご説明いたします。資料16ページをお開きください。  
子ども未来部の組織機構図は、資料16ページと17ページに記載のとおりですが、2主幹と3課、1センターのほか、3総合支所の保育園、青少年課で構成されており、職員数は、平成30年4月1日現在、部長職1名、次長職4名、課長職7名、主幹職5名、係長職25名、係員105名、再任用職員11名で、合計158名となっております。  
次に、子ども未来部の事務分掌でございますが、資料18ページに記載されているとおり、(1)次世代育成に関する事項、(2)青少年に関する事項で、以下、それぞれの次長職において担当事務を持っております。  
19ページから、22ページまでは、規則において課ごとの事務の内容が規定されているところでございますが、説明は省略させていただきます。  
私からは以上でございます。
- (会長) 保健福祉部、子ども未来部の両部にわたる所管事項について説明をいただきました。ご質問等はございますか。
- (委員) 子ども未来部の事務分掌の中で、子ども支援課の(6)に「子育て世代包括支援センターに関すること」と記載されていますが、子育て世代包括支援センターの業務は、保健福祉部の母子保健に関係するというところで、包括支援センターを立ち上げた経緯がありますが、健康推進課の事務分掌にはこの事務が記載されないのでしょうか。
- (事務局) ただいまご質問をいただいた件でございますが、主たる事務を子ども支援課に置くということで、子ども支援課の事務分掌に記載しているところでございます。以上でございます。
- (事務局) 健康推進課の業務ですが、現段階では健康推進課は福祉事務所の扱いにはなっておりませんので、縦割り形式でいくと、この資料には記載されてきませんが、委員の仰ったとおり、非常に関係の深いところでございますので、それについては、部を横断的に、連携して取り組んでいるところでございます。
- (会長) その他に何かございませんか。よろしいでしょうか。  
続きまして、(3)「平成30年度の主な事業」について事務局より報告を求めます。
- (3)平成30年度の主な事業について  
(事務局) 保健福祉部の主な事業につきまして、まず総務課から説明いたします。資料の23ページをお開きください。  
まず、1.平成30年度敬老会等の実施についてご説明いたします。  
北見市では、長年、北見市の発展に貢献されてきた高齢者をねぎらい、健康と長寿をお祝いすることと、市民への敬老思想の啓発を目的として敬老会を開催しております。  
開催については、自治区ごとに実施要綱を定めてそれぞれ実施しておりますが、実施形態は資料に記載がありますのでご覧ください。  
次に(2)の長寿祝金及び祝い品の交付についてですが、敬老会の実施目的と同様に、高齢者の長寿をお祝いすることを目的に交付しております。  
対象となるのは、長寿の節目である喜寿を迎える方には1万円、米寿の方には3万円、白寿の方には5万円を交付しており、100歳以上の方へは、長寿祝品を贈呈しておりま

すが、今年の祝品はタオルケットとなっております。

敬老会や長寿祝い金の対象者は年々増加し、敬老会対象者は7月1日現在では約18,300人、祝い金祝品の対象者は約2,100名となっており、事業費の予算額は、約6,400万円であります。

次に、2. 高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度についてですが、この制度は、高齢者と障がい者の自立と社会参加を支援することを目的としており、利用申請のあった方に、北見市バス乗車証を交付し、北見市内のバス路線を運賃無料で利用できる制度であります。

この制度につきましては、委託料及び対象者や利用の増加が見込まれるため、平成27年度に、持続可能な制度への見直しにあたり、北見市から当審議会へ諮問をさせていただきました。利用者負担のあり方について何度も議論を重ねていただき、これまで利用者負担がすべて無料でありましたが、平成28年度からは一部料金負担をいただきバス乗車証を交付する制度へと変更いたしました。

利用者の負担額は一年間1,000円ですが、障がいのある方については半額の500円をご負担いただいております。

制度見直し前と見直し後のバス乗車証交付者数は、24ページ(5)の表をご覧ください。見直し前の平成27年は交付率が61.53%でしたが、見直し後の平成28年度は42.54%、平成29年度は46.64%と下がっておりますが、延べ利用人数は、昨年度は約115万人に達し、制度変更前を超えていることから、実際にバスを利用する方が乗車証の交付を受けており、変更後の制度も定着しているものと考えられます。

総務課所管の主な事業については以上でございます。

(事務局)

続きまして、障がい福祉課所管の主な事業について説明いたします。資料25ページをご覧ください。

まず、1. 日常生活用具給付等拡充事業についてですが、市は、障がいのある人の日常生活が円滑に行われるための用具や紙おむつなどの消耗品の給付事業を行っておりますが、本年度より、喉頭摘出等により声帯を失った方が、シャント発声法により発声する際に必要となる消耗品を対象種目に加えました。

対象者等につきましては資料に記載のとおりとなっております。

次に、資料中段より少し下の、2. 理解促進研修・啓発事業についてですが、障がいのある人への社会的障壁の除去を目的とした研修、啓発事業であり、本年度は、障がいのある人の雇用が広がることを目指し、一般企業などを対象とした研修会の開催を予定しております。

次に、資料26ページをご覧ください。

3. ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業ですが、ヘルプマークは、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方が身に着けることにより、周囲の方から援助が得やすくなることを目的としています。(3) 事業内容に記載のとおり、無料配布を行うとともに、市民への周知や関係機関へ働きかけ、普及啓発を行います。

こちらがヘルプマークでございますが、委員の皆様におかれましても、ヘルプマークをお見かけの際は思いやりのある行動をお願いいたします。

以上で、障がい福祉課所管の主な事業についての説明を終わらせていただきます。

(事務局)

続きまして、保護課所管の新規事業についてご説明いたします。

資料28ページをご覧ください。

北見市では、今年度より、生活困窮者自立支援法のメニューの一つである、家計相談支援事業を開始しました。これまで、生活困窮者に対する支援は、北見市自立支援センターを開設して、必須事業である、自立相談支援事業、住居確保給付金、任意事業として、就労準備支援事業、学習支援事業を実施してきました。

北見市自立支援センターでは、日々、生活に困窮する方々の相談を受け付けていますが、

生活費の相談、各種支払い・債務などに関する相談が多く、家計の立て直しに向けた支援の必要性が高まっていました。

明らかに収入が少ない場合は、生活保護の申請を促しますが、

家計収支を見直すことで問題が解決する場合、家計相談支援事業の利用を勧めることとなります。

当該事業は、相談者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出すことを目的とします。そして、各種支払窓口への相談や、債務整理、資金の貸付等も提案しながら、家計再生に向けたコーディネート役として、長期的に相談者と関わっていきます。

支援の流れについてですが、相談者はまず、北見市自立相談支援センターにて生活の相談を行います。そこで、家計に関する支援が必要となれば、家計相談支援事業の利用を盛り込んだ支援プランを作成して、自立相談支援員と家計相談支援員が連携して支援を進めることとなります。

当該支援の開始にあたり、まずは、別紙1の家計表、別紙2のキャッシュフロー表を相談者とともに作成します。家計表は一ヶ月の収支を洗い出す作業であり、ここで、節約できる項目等を助言します。

また、キャッシュフロー表により、将来のライフイベントを加味しながら、数年に渡る計画を立てていきます。これらの表を活用することにより、相談者自身にも見えていなかった、家計の課題が表面化していきます。

そして、その後は、毎月の報告をもとにモニタリングとアセスメントを繰り返しながら、家計改善に向けて支援を展開していきます。

以上で、保護課所管の事業についての説明を終わります。

(会長) ただいま、事務局から保健福祉部所管の主な事業について説明がありましたが、委員の皆様から何かご質問等があればご発言いただきたいと思います。

(委員) 総務課にお伺いしたいと思います。敬老会の実施についてですが、資料の表を見ますと、常呂自治区は町内会で実施しているということですが、これは予算的な措置ですとか実態について、他の自治区と異なっている理由についてお知らせ願いたいということが一つ。もう一つは、バス料金助成制度につきまして、(5)の表の中で、27年度の収入が3,600万円程ありますが、利用者負担を導入したのは28年度からとなっており、28年度の収入がこの表の300万円の中に入っているのか、その辺を含めて二つご質問いたします。

(事務局) 常呂自治区の敬老会につきましては、町内会で敬老会を実施しているところと実施していないところがありますので、北見市の記念品を町内会での敬老会に合わせて配布に行っているというのが実態でございます。町内会で敬老会を実施していないところにつきましては、市の職員が地域の方に記念品を配布しているということをご報告しております。

バスの収入の部分につきましては、27年度の収入約3,600万円と記載がありますが、28年4月1日から使える乗車証の手続きを27年度の3月中旬から行っているため、27年度の収入ということで計上されております。28年度についても同じように、28年度中に収入した金額ということになりますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

(委員) 北見、端野、留辺蘂自治区については公民館等で実施しているのに、なぜ常呂自治区はやれないのか。これは過去の歴史があるからなのか、どうしてそこが統一できないのか。常呂にだって大きな施設はいっぱいあるわけですよ、そういうところに一堂に会して他の自治区と同じようにできないのか。そういうところを知りたい。

- (事務局) 敬老会の具体的な実施方法につきましては、市町村合併時に色々と議論が交わされまして、それぞれの自治区のやり方を尊重するような形で、これまで継続させていただいております。事業費につきましては、公平性を担保するため、自治区ごとで不公平にならないよう実施しております。
- (委員) 1市3町が合併して12年になり、これからもずっとそれぞれの自治区の方針でやっていくの。それとも、ある程度同等のような方向に向かっていくのか。その辺の考え方は市としてどうなんですか。
- (事務局) この敬老会のあり方についても、委員からのご指摘のとおり課題がございまして、貴重なご意見を頂戴したと思っておりますので、それも含めて、今後のあり方について検討させていただければと思います。
- (委員) 25ページの「理解促進研修・啓発事業」というところで、雇用促進ということが書かれていますと思いますが、先日、道新に載っていましたが市の法定雇用率は2.09%で、2.5%を大きく下回っています。この件については、また別の機会にお聞きするとして、試験区分を設けてそこに身体障がい者を加えるとなっておりますけれども、総合支援法では三障がい一元化になっているはずで、身体障がい者ということになると差別になるのではないかと。これは、保健福祉部には関係なく、職員課の所管になるのかもしれませんが、障がい者計画の中に雇用促進というのがあります。北見市における障がい者の雇用と大きく謳っております。この計画は保健福祉部所管ですので、これから考えると、全て他の部署に任せっきりという訳にはいかないだろうと思います。ここについても、いずれはどうなるかわかりませんが、直していただきたいということで、お願いいたします。
- (事務局) 貴重なご意見ありがとうございます。委員の仰るとおり、三障がいには差があってはいけないということで現在法律が動いておりますので、この件につきましては、縦割りで大変申し訳ないですが、所管が職員課になりますので、私どもとしては、障がい者施策を担当する保健福祉部としまして、総務部の方と協議を重ねていきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。
- (委員) 24ページのバス料金助成制度について、交付者のうち、高齢者と障がい者の割合がどれくらいなのかという内訳が分かれば教えていただければと思います。もしなければ結構です。
- (事務局) ただいま委員よりご質問のありました交付率についてですけれども、平成28年度の数字ですが、計算したものがおりますので紹介させていただきます。平成28年度の交付者数が15,317人でしたが、その内、高齢者が12,424人で、割合でいきますと81.1%、身体障がい者が1,789人で割合が11.7%、知的障がい者が503人で割合が3.3%、精神障がい者が601名で割合が3.9%となっております。
- (委員) 26ページのヘルプマークの配布件数がわかれば教えていただきたい。私が民生委員で回っている時はあまり目にしないため、果たしてどれだけ市民の方が知っているのかというところが心配になったものですから。
- (事務局) ヘルプマークは平成29年11月1日から配布を開始しております。7月末の集計ですけれども、162個の配布を終了しております。なかなか皆様ご存知の方が多いと思っておりますので、普及に努めているところですが、商業施設等にポスターの掲示をお願いしたり、5月の末頃からは北見バスの車内にもチラシを掲示していただい



て、周知にご協力をお願いしているという状況でございます。

(会長) その他になにかございますか。よろしいですか。  
それでは、続きまして「子ども未来部所管の主な事業について」説明願います。

(事務局) それでは、子ども支援課の主な事業について御説明させていただきます。資料3 2ページをお開きください。

子育て世代包括支援センターは、国の母子保健法の改正により、市区町村に設置することが努力義務化され、平成32年度末までに全国展開を目指すこととされたところです。

北見市におきましては、北見市子ども子育て会議において、平成27年12月1日より、センターの設置に係る調査・審議が行われ、平成29年8月に、市に対し早期に設置いただきたいとの要望をいただき、市の関係内部での協議を経て、今年4月に子育て世代包括支援センターを設置したところであります。

目的でございますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援でございます。設置時期は、4月でございます。設置場所については、パラポ4階になりますが、子ども未来部子ども支援課内で、窓口に看板を設置しております。内容でございますが、設置イメージにあります、子育て支援事業と母子保健事業を所管する庁内の関係部局の情報共有による各事業の情報の一元化や相談窓口のワンストップ機能、さらには、支援を必要とする妊産婦や児童、保護者を早期に発見し、個別支援プランを作成するなど、切れ目のない支援を行うものです。

私からは以上でございます。

(事務局) 保育課所管に関わります、平成30年度の主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。資料3 3ページをご覧ください。

初めに、「中央保育園園舎改築事業」についてでございますが、近接する敷地へ移転改築し、施設の老朽化対策に加え、需要が高い市内中心部における0歳から2歳までの低年齢児の受皿を確保するため、定員を90人から100人に増員し、本年2月、園舎の建設工事が完了いたしましたので、4月より供用を開始しているところでございます。

改築事業の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますが、園舎の移転改築に合わせ、子育て相談センターや病児保育専用スペースを整備し、新たな地域子育て支援事業も同時に開始しているところでございます。

中央子育て相談センターの施設概要につきましては、資料中段に記載のとおりでございますが、事業内容につきましては、現在、各自治区で展開しております、市の子育て相談センター事業と同様の内容としております。

次に、資料3 4ページをご覧ください。

③病児保育事業の実施についてでございます。さきほど、ご説明いたしました中央保育園の園舎改築に合わせて整備いたしました、中央保育園内病児保育室において、本年4月より事業を開始しております。

開設日につきましては、土曜日を除く保育園開園日で、時間は8時30分から午後5時30分としております。利用定員は、1日3人までとしており、市内教育・保育施設を利用している満1歳から小学校就学前までの児童であって、当面の病状の急変は認められないものの、疾病等の回復期に至っていないことから集団での保育が困難であり、家庭での保育が困難な児童を対象としております。

次に、資料中段、「(2)小泉保育園及び小泉水育て相談センター増改築事業」についてでございますが、小泉保育園については、同一敷地内において、既存施設を増改築し、需要が高い低年齢児の受皿の確保をするため、定員を60人から80人に増員しております。併せて、利用者の増加に伴い手狭となっておりました小泉水育て相談センターについても同様に、同一敷地内に、別棟を新築したところでございます。

いずれも、平成29年度に建設工事が完了いたしましたので、子育て相談センターについ

ては、昨年11月より、保育園については、本年4月よりそれぞれ供用を開始したところでございます。施設の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます

次に資料35ページをご覧ください。

「(3) 常呂保育園園舎改築事業」についてでございますが、常呂保育園は、老朽化対策が喫緊の課題であり、また、現在未実施の0歳児保育に対する住民ニーズの高まりもあり、これらの課題を解決すべく、常呂保育園園舎の移転改築を計画したものでございます。併せて、常呂自治区内において安定した教育・保育環境を確保するため、公立のへき地保育所「かもめ保育所」及び常呂児童館内で開設しております「常呂子育て相談センター」を統合し、子育て環境の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

建設予定地につきましては、資料の中段、図の中央部に太枠斜線で示しておりますが、常呂小学校の南側、道路を挟み、約4,800㎡の敷地に建設を予定しております。施設の規模につきましては、定員80人の保育所型認定こども園を想定しており、子育て相談センターを併設し、0歳から5歳児の通常保育に加え、一時預かり保育、障がい児保育の実施を想定しているところでございます。

改築事業のスケジュールにつきましては、本年度より基本・実施設計に着手し、園舎の建設工事を来年度に施工を予定し、平成32年度の供用開始を目指すものでございます。

次に資料36ページをご覧ください。

「2. 子育て支援員育成事業」についてでございます。本事業は、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、地域子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方、又は従事している方を対象として、必要な知識や技術等を修得するための全国共通の子育て支援員研修を実施し、担い手となる子育て支援員の育成を図ることを目的に、本年度より、新たに開始した事業でございます。

子育て支援員とは、国で定める研修を終了し、必要な知識や技能等を修得したと認められる方のことをいいますが、本研修を終了された方に終了証を交付し、全国で通用する「子育て支援員」として市が認定いたします。

子育て支援員として認定された方は、小規模保育事業所における保育補助業務や一時預かり保育事業の補助業務、ファミリーサポートセンター事業の提供会員など、子ども・子育て分野の各種事業に従事することが可能となります。

研修事業の概要につきましては、資料中段(3)に記載のとおりでございますが、今月18日から基本研修を開始しており、以降、12月にかけて専門研修を委託事業者の指定する場所において実施を予定しております。なお、本年6月に受講申込の受付をしたところ、80名の定員に対し、186名の申込みをいただき、選考により最終90名の受講決定をしているところでございます。

次に資料37ページをご覧ください。

「3. 開成保育所の閉所」についてでございます。平成18年度より、地域運営委員会が指定管理者として運営を行ってまいりましたが、近年の入所児童の減少に伴い、今後の保育所運営について、地域運営委員会並びに保護者と協議を重ねてきたところ、昨年6月、運営委員会を通じ、市に対し、閉所したい旨の報告がなされたところでございます。

市といたしましては、運営委員会並びに保護者の皆さんの意向を踏まえ、閉所の決定をし、昨年度末、平成30年3月31日をもって開成保育所を閉所することとなったところでございます。

私からは以上でございます。

(事務局)

私の方から、青少年課所管の主な事業につきましてご説明させていただきます。資料の38ページをご覧ください。

1. とん田児童センター増築拡張工事についてでございますが、主に西小学校児童の放課後の活動場所として利用いただいております、とん田児童センターで開設をしています、放課後児童クラブの利用者増加に伴いまして、児童への適切な育成と安全に過ごすことのできる、放課後の居場所を確保するために、平成30年度において児童クラブ室の増築拡

張工事を予定しております。

建設位置でございますが、現在の児童センター裏手にあります広場西側の一部敷地を活用し、本年9月から翌年1月までの工期で、児童クラブ室の整備事業を進める予定でございます。

私からは以上でございます。

(会長) ただいま事務局から、子ども未来部所管の主な事業について説明がありましたが、何かご質問等ございましたらご発言いただきたいと思っております。

(委員) 資料34ページの③病児保育事業の実施というところで、病児保育を担当される方の人員配置について教えていただきたいということと、まだ始まって間もないですが、もしわかりましたら利用実績をお知らせいただけるとありがたいです。宜しくお願いいたします。

(事務局) まず、職員配置についてですが、これは国の事業でございます。保育士1名、看護師1名の配置が義務付けられています。次に、利用実績でございますが、今年から開始した事業でございますので、7月31日現在の数字しか持ち合わせておりませんが、利用人数としましては22名、事前登録制を採っておりますので、登録者数は58名となっております。

(会長) その他に何かございますか。よろしいでしょうか。

## 6. その他

(会長) それでは、次第の6. その他でございますけれども、委員の皆様から何かございますか。

特にございませんか。それでは、事務局から何かございますか。

それでは、ないということでございますので、以上で予定した全ての議題を終了いたしましたので、平成30年度第1回北見市社会福祉審議会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり大変お疲れ様でした。